



青色だより

第 143 号 2021年(令和3年)2月1日

発行所 一般社団法人
大和青色申告会
事務局 大和市桜森2-3-9
(クリオ相模大塚1F)
TEL 046(262)5111
FAX 046(262)5113
発行人 吉川 精一
編集人 大原 静男

大和青色申告会での 確定申告書のとりまとめ

当会では右記の期間、会員様の決算書作成をお手伝いし、さらに確定申告書を取りまとめて大和税務署へ一括提出いたします。事務局またはお近くの出張会場へお早めにご提出ください。

相談指導会の日程等につきましては、既に発送しております「会員証」をご覧ください。

所得税 1月19日(火)～
3月31日(水)

消費税 1月19日(月)～
3月31日(水)

■ 「会員証」をご持参ください

相談・指導につきましては、正会員と準会員の方に限らせていただいております。決算相談・指導会へお越しの際には、会員証をご提示ください。

会員の皆様への
お願い

■ 相談・指導は「予約制」で 「1回45分」を上限とさせていただきます

相談・指導は、予約された方を優先いたしますので、順番が前後する場合がございます。また、相談・指導が時間内に終了しない場合は、再度受付してお待ちいただくこととなります。あしからずご了承ください。

■ 「早期提出」にご協力ください

確定申告期後半の会場混雑緩和のため、確定申告書はできるだけ早期に事務局、もしくはお近くの出張会場へご提出ください。

■ 確定申告をする方の「電子証明書」で「e-Tax」のご利用を ご本人の「電子証明書」でe-Taxをご利用される場合は、事務局へお越し下さい。

■ 申告書や申請書等には 「マイナンバーの記載」が必要です

ご本人だけでなく、控除対象配偶者および扶養親族、事業専従者の方のマイナンバーも必要です。



■ 「記帳確認」を受けられた方は「記帳確認済証明 発行券」を

昨年11月に「記帳確認」を受けられた方は、その際にお渡しした「記帳確認済証明発行券」を、決算相談・指導会へお越しの際にご持参ください。

ご持参された方には「記帳確認済証明」を発行いたします。また、確定申告書を税務署に直接提出される方は、大和税務署の「青色コーナー」においても「記帳確認済証明」を発行いたしますのでご利用ください。

確定申告にあたっての注意点

(令和2年分の所得税から適用される主な改正事項)

(1) 給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除へ振替

イ 給与所得控除の改正

- イ) 給与所得控除が、一律10万円引き下げられました。
- ロ) 給与所得控除の上限が195万円に引き下げられました。

ロ 公的年金等控除の改正

- イ) 公的年金等控除が、一律10万円（公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が、①1,000万円超2,000万円以下の場合には20万円、②2,000万円超の場合には30万円）引き下げられました。
- ロ) 公的年金等の収入金額が1,000万円を超える場合の控除額に上限が設けられました。

ハ 基礎控除の改正

基礎控除額を10万円引き上げるほか合計所得金額が2,400万円を超える場合、控除額が逡減することとなりました。

(2) 所得金額調整控除の創設

上記(1)の改正に伴い、特定の者について税負担が増加しないように「所得金額調整控除」が創設されています。「所得金額調整控除」は、給与所得の金額から控除することとされており、対象者及び控除額については、次のとおりです。

イ その年の給与等の収入金額が850万円を超える居住者で、次のいずれかに掲げる者

- ① 特別障害者に該当する者
- ② 年齢23歳未満の扶養親族を有する者
- ③ 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する者

【控除額】

$$\boxed{\text{給与所得の金額から控除する金額}} = \boxed{\text{給与等の収入金額のうち850万円を超える部分の金額（150万円を限度）}} \times 10\%$$

ロ その年の給与所得及び公的年金等に係る雑所得の両方の所得がある居住者で、給与所得の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える者

【控除額】

$$\boxed{\text{給与所得の金額から控除する金額}} = \left. \begin{array}{l} \boxed{\text{給与所得の金額（最高10万円）}} \\ \boxed{\text{公的年金等に係る雑所得の金額（最高10万円）}} \end{array} \right\} \text{の合計} - 10\text{万円}$$

(3) ひとり親控除の創設

居住者がひとり親（現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない一定の者）に該当する場合には、35万円がひとり親控除として適用されます。

(4) 扶養親族の範囲等の見直し

上記(1)の改正に伴い、次の控除における所得基準や特例措置が改正されています。

- ・ 雑損控除、勤労学生控除、配偶者控除、扶養控除、源泉控除対象配偶者、配偶者特別控除、青色申告特別控除、家内労働者の事業所得に係る所得計算の特例

※詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

所得税・消費税・贈与税の申告は e-Taxをご利用ください 所得税等の確定申告でe-Taxを ご利用いただくメリット！

大和税務署からの お知らせ

さあ！ネットで申告



- 1 税務署に出向くことなく、インターネットを利用して自宅から申告できます。
- 2 確定申告期間中は、24時間ご利用できます。(メンテナンス時間を除きます。)
- 3 生命保険料控除証明書等は、その記載内容を入力して送信することにより、提出又は提示を省略することができます。
- 4 マイナンバーに係る本人確認書類の提示又は写しの提出が不要です。(マイナンバーの記載は必要です。)
- 5 書面で提出した場合より、還付金を早く受け取ることができます。

申告書は、国税庁ホームページで作成・印刷もできます！

スマートフォンは
こちら

STEP

1 「国税庁ホームページ」へアクセス

所得税、消費税及び贈与税の申告書、収支内訳書や青色申告決算書を作成できます。
(所得税の申告書については、スマートフォンやタブレット端末でも作成できます。)



STEP

2 申告書を作成

画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書が作成できます。自動計算なので計算誤りがありません。

STEP

3 e-Taxで送信して提出

① マイナンバーカードを使って送信

マイナンバーカード、ICカードリーダライタ又はマイナンバー対応のスマートフォンをご用意ください。

② IDとパスワードで送信

ID・パスワード方式は、事前の届出が必要です。届出をする場合は、申告されるご本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。

チャットボットによる税務相談をご利用ください！

所得税の確定申告に関する税務相談の新しいチャンネルとして、国税庁ホームページにおいて、「チャットボット」の運用をしています。

■ チャットボットとは？

チャットボットとは、「チャット」と「ロボット」を組み合わせた言葉で、利用者の知りたい情報について、メニューから選択するか、文字で入力すると、AIを活用して自動で回答を表示するウェブサービスをいい、税に関する疑問について、より気軽に質問をしたり、国税庁ホームページに掲載している税の情報により短時間でアクセスすることができます。



税務職員ふたば



■ どんなことが相談できるの？

所得税の確定申告に関する質問のうち、「医療費控除」や「住宅ローン控除」など特にお問い合わせの多い各種控除に関する質問はもちろん、株式や配当金に関する質問などもご相談いただくことができます。今後、相談事例の蓄積や、AIの学習を繰り返しながら、相談範囲を更に拡大していく予定です。

■ どうすればチャットボットに相談できるの？

スマートフォン又はパソコンから、国税庁ホームページのチャットボットにアクセスしていただくと、ウェブ上でチャットボットに相談することができます。

■ もっといろいろなことをチャットボットに相談できるようにしてほしい！

多くの皆様にチャットボットを使って様々な質問をしていただき、その感想などをチャットボットに表示されるアンケートに入力していただくことによって、事例の蓄積やAIの学習が進んでいきますので、ぜひチャットボットのご利用とアンケートへのご協力をお願いします。



Q

私は、父親から15年前に相続した賃貸アパートを昨年3,000万円で売却しました。今年の確定申告で発生する税金について教えてください。

なお、賃貸アパートの未償却残高は200万円（土地の取得費は不明）、仲介手数料や測量費等の譲渡費用は160万円を支払っています。

今回は
譲渡所得
について



A

譲渡所得金額の計算式は、「売却価格－必要経費（取得費＋譲渡費用）＝譲渡所得金額」となります。

ご質問から土地の取得費は不明とのことですので、次の計算で求めます（取得費が不明な場合は概算取得費（売却価格に5%を乗じた金額）を使用することができます）。

【土地の取得費】 ※ 売却価格に含まれる賃貸アパート価値を引いて土地の売却価格を出して計算します。

$$\begin{array}{rcccl} \text{売却価格} & & \text{賃貸アパートの} & & \\ & & \text{未償却残高} & & \text{概算取得費} \\ (3,000\text{万円}) & - & (200\text{万円}) & \times & 5\% & = & 140\text{万円} \end{array}$$

これで計算に必要な金額が全て判明しましたので、譲渡所得金額の計算式にあてはめてみましょう。

$$\begin{array}{l} \text{【算式】} \left[\text{売却価格} - \begin{array}{l} \text{必要経費 (取得費 + 譲渡費用)} \\ \text{土地} \quad \text{賃貸アパート} \end{array} \right] = \text{譲渡所得金額} \\ 3,000\text{万円} - (140\text{万円} + 200\text{万円} + 160\text{万円}) = 2,500\text{万円} \end{array}$$

譲渡所得金額が計算できましたので、次はこの譲渡所得にかかる所得税や住民税の計算を行います。ご質問から賃貸アパートは売却した年の1月1日において所有期間が5年を超えており、長期譲渡所得となりますので、売却に伴い発生する税金は次のとおりです。

種類	税率	税金の計算
所得税	15%	2,500万円×15%=375万円
住民税	5%	2,500万円×5%=125万円
発生する税金		375万円+125万円=500万円



※ 所得税に対して別途2.1%の復興特別所得税がかかります。

FMやまとから
確定申告のお知らせ



放送期間 現在放送中～3月末
放送時間 12時頃
放送地域 大和市 海老名市
座間市 綾瀬市 他

catch a love!
7 MHz FM YAMATO
<http://www.fmyamato.co.jp/>



FMやまと はインターネットで聴けます!
神奈川県大和市大和南1-8-1 YAMATO文化森203
TEL 046-264-5061 / FAX 046-264-5127
大和ラジオ放送株式会社(愛称: FMやまと)

女性部ポスト

私の生き方

幹事 小菅 雅子

「良く学び、良く遊び、良く働く。」これは今の私のテーマです。10年ほど前になりますが、お客様にも恵まれ、30年間続けてきた商売に区切りを付けました。「これからは自分自身の為の生き方をしたい。」と決断したからです。

「良く学ぶ」

子供の頃に学んでいた書道の学び直し。六十の手習いならぬ、

七十の手習いです。私ごときが言う事ではありませんが、「道」と付くものは奥が深く、高い壁が立ちほだかり、苦しみながらの学びです。でも、心地良い苦しみです。

「良く遊ぶ」

仕事を辞めてからゴルフを始めました；が、自分にはスポーツセンスがないのだなと悟りました。それでも下手なゴルフに付き合ってくださるステキな仲間と楽しんでいきます。

「良く働く」

週2回、デイサービスの施設で土日の利用者様とスタッフの昼食・夕食の調理を担当させていた

青年部ニュース

加速するデジタル化

部長 下田 兼義

こんにちは青年部です。今年度は感染症の影響により青年部活動がほとんどできない状況でした。

そのような中でも、献血への協力事業が例年のようにできたのはありがたいことでした。

もし、その時期に緊急事態宣言が発出されていたとしたら、当然中止の決断をすることになっていただと思います。

昨年の春頃から企業や学校への献血車の派遣が中止となり、献血量の低下が深刻な状況になってい

だいています。「今日も美味しかった。」の声に背中を押されながら。また、仕事が終わった後のカラオケ大会？でも皆様から元気を頂いています。

生来の面白がり屋の私は「終わり良ければ全てよし」を目指し、毎日胸をワクワクさせながら生きています。高校の担任がおっしゃっていた「ハイヒールを履いて膝を曲げて歩く様な女になるな。」を心の底に置いて。



に感じます。

ます。献血された血液は、交通事故などの一時的な輸血に使われるものは約20%で、残りの80%はガンや白血病などの治療に使われています。

「One for all, All for one.」(一人はみんなのために、みんなは一人のために。)という言葉をお出します。ラグビーから始まった素敵な言葉です。今ではいろいろなスポーツでも使われていますね。ラグビーの発祥地はイギリスですが、日本人の心にも響くものがあります。

スポーツに限らず、人と人とかかわりあう人間社会においてこの精神は大事なものだと思いが、最近では利己的な考えが横行し、協力・団結・互助の精神はどこかへ追いやられてしまったよう

に感じます。政治・経済の世界でもついて来られない者は置いて行くかのような厳しい世の中になりました。加えてICT(情報通信技術の使い方)などの多様化により、申告納税制度もアナログからデジタルへ更に移行していく事でしょう。青年部といえども置いて行かれそうなスピードです。これからは今まで以上にICT関連技術の使いこなし方を勉強し、会員さんへ情報提供できるように努力したいと思えます。

今年度は2月と3月の広報車宣伝活動が最後の事業になります。無事故無違反で頑張ります。



会員の皆様からの寄稿

あおいろポスト

歩み

入谷第1支部 齊藤 啓子

今から35年前、結婚とほぼ同時に主人は自営で仕事を始めました。自営業は自分で帳簿をつけて、自分で確定申告するということは分かっていたものの、主人も私もサラリーマンの経験が少なく、何から始めたらいいのか全く分かりませんでした。

そんな中、誰から聞いたのか忘れてしまいましたが、どうやら白色申告より青色申告のほうが良いらしいと聞き、忙しい主人に代わり私が「あのー、青色申告したいんですけど。」と青色申告会の事務局を訪ねました。

青色申告するには事前に申請が必要なこと、現金出納帳や経費帳のつけ方等、いろいろと親切に教えていただきました。その後、分からないことがあると教えてもらいに行ったものです。今でも感謝しています。

そして、記帳もだいぶ慣れてきたところから役員をやらせていただくことになりました。月日が経つのは早いもので、一昨年に役員勤続20年の表彰状をいただきました。大変恐縮しております。昨年には支部長就任の依頼があり、正直、私に出来るものかと悩

みましたが、35年お世話になっている青色申告会に少しでも貢献できるのであれば、とお引き受けしました。

会員の皆様にお役に立てますよう精一杯やっていきたいと思えますので、よろしくお願いいたします。



会員さま 限定特典!

<p>新築 建替え</p> <p>5%割引 & パナニック家電プレゼント</p> <p>など</p>	<p>修繕 リフォーム</p> <p>5%割引 & 無料耐震診断</p> <p>など</p>	<p>不動産 管理売却</p> <p>空室保証料 管理/仲介手数料割引</p> <p>など</p>
---	---	--

(一社)大和青色申告会と パナニック ホームズが提携

(一社)大和青色申告会事務局 または 下記 までお問合せください!

パナニック ホームズ 神奈川支社 海老名展示場 ☎0120-8746-54

事務局からのお知らせ

◆ 確定申告期間中、下記の日付に限り**休日も業務を行います。**

- 令和3年 2月21日 (日)
業務時間 8:45 ~ 17:30
- 令和3年 2月28日 (日)
業務時間 8:45 ~ 17:30
- 令和3年 3月13日 (土)
業務時間 8:45 ~ 12:00

◆ 給与支払報告書および確定申告書等にはマイナンバーの記載が必要となっております。
当会ではマイナンバーの記載された書類をお預かりする際、「**特定個人情報の取扱いに関する同意書**」を提出していただくこととなります(過去に提出されている場合を除く)ので、ご理解ご協力のほどお願いいたします。

◆ 下記の日付につきましては、業務時間に変更がございます。会員の皆様にはご不便をおかけいたしますが、ご了承のほどよろしくお申し上げます。



- 令和3年 5月27日 (木)
業務時間 8:45 ~ 11:00

◆ 当会のホームページでも、会員様に配付しております会報やチラシの一部、業務時間変更のお知らせ等をご覧になれます。
ぜひご利用ください。



計報

青色申告会に永年貢献してこられました。謹んでご冥福をお祈りいたします。



国分第1支部 顧問
倉橋 則康 氏

〔役員歴〕
地区役員
S 45. 4 ~ S 48. 3

令和2年1月18日 逝去

顧問	会長	海老名地区会長	理事	支部長	副支部長	幹事
H 19. 5 ~ S 5	H 17. 5 ~ H 18. 10	S 61. 4 ~ H 17. 5	S 57. 4 ~ H 19. 4	S 55. 4 ~ S 57. 3	S 45. 4 ~ S 55. 3	S 48. 4 ~ H 19. 3

遊ぶ! 癒される! 治まる! 今すぐチェック!

施設をお得に利用できる
優待割引券
配布中

ホームページ・facebookでは期間限定等のお得な情報を発信しています!

あおいろ優待サービス 検索

<https://www.facebook.com/aiiro.kanagawaken.service/>

支部と会員数

(令和3年1月20日 現在)

	支部数	会員数		支部数	会員数		会員数
大和北	13	921	農業	4	1,137	準会員A	122
大和南	16	989	歯科医師	2	22	準会員B	163
座間	14	944	税理士	1	76		
海老名	14	802	事務局		156		
綾瀬	9	569	正会員計		5,616	準会員計	285

小川指圧治療院

046-269-6809

神奈川県大和市上和田2662-4

広告募集

- 広報紙「青色だより」に広告を掲載してみませんか?
- 発行部数は、会員数と同数(約5,600部)で、大和市、座間市、海老名市、綾瀬市の会員様に配付しております。
- この記事の大きさを1回5,000円です。(会員様の場合は、2割引で4,000円)さらに、年間契約(5回の掲載)の場合は、1回分を無料とさせていただきます。
- ご希望の方は、事務局(広報誌担当)までご連絡ください。